

(第一類 第十六号)

第一回國會 財政及び金融委員會會議錄第三十四号

昭和二十二年十一月十二日(水曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長代理 堀江吉川 久衛君

理事 島田 晋作君 堀江中崎 敏君

理事 梅林 時雄君 堀江塚田十一郎君

川合 彰武君 川島 金次君

河井 榮藏君 佐藤觀次郎君

田中織之進君 西村 榮一君

松尾 トシ君 八百板 正君

大上 司君 栗田 英男君

中曾根康弘君 細川八十八君

青木 孝義君 島村 一郎君

周東 英雄君 吉米地英俊君

内藤 友明君 石原 登君

出席政府委員

大藏事務官 伊原 隆君

委員外の出席者

専門調査員 圓地與四松君

専門調査員 氏家 武君

本日の會議に付した事件

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八七號)

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第八八號)

○吉川委員長代理 これより會議を開きます。

本日は企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八七號)と、企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八號)、この二つの案につきまして、前回より引き続きより詳しい御説明を政府委員にお願いしたいと思ひます。

○伊原政府委員 企業再建整備法等の一部を改正する法律案、それから企業再建整備法の一部を改正する法律案の要旨につきまして御説明を申し上げます。

御説明の便宜上法律案におきましては、各條項に條文が引用してございまして、非常にわかりにくいと思ひますので、お手もとに企業再建整備法等の一部を改正する法律案の要旨といったしまして、要綱を差上げてございまして、その要綱につきまして、御説明をさせていただきますと思ひます。

今回の改正は非常に大分にわたつておりますけれども、この中に一貫した目的というものを含んでございまして、非常に種々多様なものを一緒に改正をいたすことになつておりますので、何か一つの目的をもつて改正をいたしましたようになつておりませんので、はなはだわかりにくいことと思ひますのは恐縮でございます。殊に記載事項がきつめて技術的のことを相當たくさん盛り込んでおりますが、ごく簡単に大體の觀念だけを申し上げてみたいと思ひます。朗讀をいたしまして時間がかかりますので、ごくかいつまで申し上げます。

第一の一は、これは企業再建整備法ができましたあとで、賠償撤去、指定施設の轉換使用に對しましては、許可申請しなければ使えませんので、その許可申請をするための省令が出ております。これを企業再建整備法の申請書と賠償指定施設の轉換使用申請書と一緒に出せばそれよろしい、一通で許可

申請ができるというふうな事務簡便のための規定でございます。

二番目にございましては、會社が出てまいります整備計畫の法律的效果が、あとで申し上げますように相當強くなりまして、事業計畫でありまじとか、資金計畫とかいうふうないろいろ内容的に感達しなければならぬものを整備計畫の内容としておきますと、その效力が第三者をも拘束いたしますので、むしろこれを添付書類の方にまわしまして、整備計畫の記載事項を整理した。これもきつめて技術的問題でございます。

次に三番目にございましては、これも商法の技術的問題でございますが、特別經理會社が資産の全部または一部を出資していわゆる第二會社を立てる際には、新勘定にする債務を承継いたすことになつております。たとえばある會社が第二會社に對しまして一億圓の出資をした。しかし三千萬圓の債務を引繼いだという場合には、はなはだ技術的のことでありまして、一億圓から三千萬圓を引いた七千萬圓を現物出資、あとの債務に見合う三千萬圓は無償譲渡という法律觀念で整理をすることになつておりますので、結局一億圓の資産を出しまして三千萬圓を引繼いだような場合は、七千萬圓を現物出資、三千萬圓を無償譲渡とする。商法の關係においてそういう法律觀念に整備する必要があるものでございまして、第四番目は多少自主的の規定でござ

いまして、これは四番、五番が關連いたしますが、整備計畫を立てます際には、利害關係人から反對意見が述べられたようなときにはそれを付議しなければならぬとして、整備計畫を立てた場合における異議の申立の範圍を株主と債権者から利害關係人に改めた。と申しますのは、たとえば従業員等が整備計畫に對して重大な關心をもつておりますので、従業員等が意見を述べて、それがもし反對意見であつたら、特別管理人はそれを書いて出さなければならぬ。また出した整備計畫に對しては、従来は株主と債権者だけにこの異議の申立権がございましたのを、今度は利害關係人というふうに廣くいたしましたのであります。たとへば従業員等から整備計畫に對して異議の申立ができるというように、割合に自主的の規定であるのが四番と五番でございます。

六番も法律技術的のものであります

が、従来は整備計畫の認可の場合、變更したり追加して認可するということができなかったわけでありまして、けれども、今回は従来と變つて主務大臣が整備計畫を變更して認可したり追加して認可したりすることができるといふ關係の規定でございます。

七番ですが、これも技術的のものであります。整備計畫の提出がなかつた場合、それで不認可になりましたときには、會社に對しまして期限を指定して、整備計畫をもう一遍出し直してくれということ、何度でも言えるよ

うにいたしました。それでどうしてもきかないような場合には、解散を命ずるといふことにいたしました。それから新舊勘定合併申請というの、同じような方法をとりまして、もし出さないう場合には何度でも出してくれと言へるようになり、どうしても出さなければ解散を命ずるといふことにいたしました。従来この規定が多まらなくなつておりましたのを、整理をいたしましたわけでありまして。

八番では御存じのように整備計畫

に基づいて、たとえば會社が財産をいろいろ處分をいたしてまいりました場合に、整備計畫では、たとえば一萬圓に賣れるというふうに出しましたものが一萬五千圓に賣れた場合には、五千圓の利益が出るわけでございます。その利益は、従来の規定によりまして棒引にされた。債権者等に返してやる。借勘定に入れておいて返してやり、なお餘りがあると、會社の積立金になつて整理をしておりましたのを、今回はそれを改めまして、株主がもし特別損失等のために、減資等で損を受けておりましたならば、株主にも返してやれる。こういう規定でございます。つまり整備計畫できめた数字よりも高く賣れた場合には、その高く賣れた差益を、従来は借勘定に入れておきました。それを債権者の借入金、たとえば百萬圓の借入金を七百萬圓に切つたという場合に、債権者に三十萬圓の損を及ぼしたから、その三十萬圓を返してやつて、あとは會社に積み立てておいたものを、

うにいたしました。それでどうしてもきかないような場合には、解散を命ずるといふことにいたしました。それから新舊勘定合併申請というの、同じような方法をとりまして、もし出さないう場合には何度でも出してくれと言へるようになり、どうしても出さなければ解散を命ずるといふことにいたしました。従来この規定が多まらなくなつておりましたのを、整理をいたしましたわけでありまして。

今度は株主が損を受けたら、株主にも返してやるという規定でございませう。

九番、十番、これは割合に實質的な規定でございませう。整備計画に書きましたことを認可を受けますと、九番、十番同じでございませうが、これは第三者を拘束する。株主、第二會社の發起人その他を拘束する。こういうことになつたわけでございます。ただいまは拘束力がございませう。たとえはあ

る會社がある銀行から千萬圓の金を七分なら七分の利子で借りておる。その千萬圓を、今度は二分にかえて、だんだんに償還したいという計畫を整備計畫に立てますと、それは債権者をも拘束するというのが九番、十番の規定でございませう。

十一番でございませうが、これも割合に實質的な規定でございまして、たとえば一億圓の會社があつたとして、一億圓の會社が三千万圓の第二會社を新設したという場合には、一億圓の會社が一億三千万圓の第二會社の株を全部もつておるわけで、そこで一億圓の會社の方を三千万圓減資をいたしまして、そのかわりに株主に第二會社の株式をわけやるといふ方法をやつたら、整理が早くいくのではないかと。その一億圓の會社が三千万圓の第二會社を建てて、その現物出資した株を市場に賣りさばくといふことは、なか／＼時間がかかるものですか、一億圓の會社から三千万圓の會社が生れた場合は、一億圓の會社が三千万圓の減資をした分だけ、一億圓の會社の株主へ新しい第二會社の株をわけやると。そういうふうにしたら話が早くいくのじやないかとしたのが、十一番の規定でございませう。

十二番の規定は御承知のように今度の獨占禁止法の規定によりまして、個人は株がもてますが、會社は原則として株をもつことはできないことになつております。たとえばある甲という會社が乙という特別經理會社の株をもつておつて、乙の特別經理會社が増資するといふ場合は、從來は株主ですから増資の株は甲という會社に割當てられてまいつたのでありますが、獨占禁止法の規定で會社は株をもつてはならぬといふことになるから、引受けることができないわけでありませう。しかるに内容のよい會社の増資新株の割當權といふものを放棄するといふことは、會社にとつて損でございませうので、プレミアムのつきで發行いたします場合に、そのプレミアムの額を請求ができ、そして新株の引受權といふものを譲渡しまして、その利益に均霑できる。つまり會社は株式をもつことができないといふ規定がありませうために、いかなるよゝ會社の増資新株でも、引受けられないという状態にありませうから、その含み利益を何とか享受させなければ不當である。こういうことでつ

くつた規定であります。

十三はこれも技術的なものであります。工場財團をつくりませう際に、しばらくの間は一括表示ができるといふふうにしたいたしました。

十四はこれも技術的なものであります。重役の選任、解任等は整備計畫にその氏名を定めれば、いわゆる商法の總會は要らないといふことであります。

十五は昨年と今年と最近において、閣議決定をいたしました事項を法律化したものであります。第二會社を建てました際に、一體退職金をどうし

たらよいかということ十五に書いてあります。その原則は第二會社を建てますと、退職金はそつちの第二會社に移つていく人については、退職金は支拂わないといふのが原則でありまして、ただほんとうに退職した人で第二會社人もいかならないだけに退職金を支拂う。こういうのが大體の骨子であります。その代りに退職金を支拂わないで引續きます際には、前におりました期間に新しい會社で在職年数とみなす。それから十五の(四)にありますように、退職金を支拂わないで第二會社人を引續くのでありますから、ある程度の資産をもつていかなければならぬといふことで、ある程度の積立金を第二會社へ引續いていく。そしてそのもつていつた積立金は、退職金等の支拂ひの目的でなければ使えない。また税金の關係でもさういふふうにしても、つていつた積立金には税はかけない。

こういうふうな考え方であります。それから十六番でございませうが、これも技術的な問題であります。從來商法では、社債の發行は株式会社金の額を超えないことになつておりましたのを、舊債權の履行として社債に振替えられるような場合には、それらの限度にかかわらず發行ができることとしたわけでありませう。

十七はこれもなほ技術的な規定であります。御説明を要しないようなものであります。

十八番におきましては特別經理會社の整備計畫の認可は從來受けつづなしてありましたが、實施状況は一體どうなつておるかといふことを、主務大臣に報告してもらうような規定にいたしました。

十九番におきましては特別經理人といふのがありまして、整備計畫を立てますものはいくら／＼資産の處分とか何とか、特別經理人の承認が必要なのであります。實行の段階になりますと、從來何も制限がございませうでしたのを、今同は重要な舊債權者の利益に關係するようになつたことみな特別經理人が監督ができる、報告をとることができるといふことになつたいたしました。

二十番は、これは公正取引委員會に對して獨占禁止法との關係を明確にいたしましたものでございませう。

第二の會社經理應急措置法の改正、これはまたおそろしく技術的なことであります。ごく簡単に申し上げますと、經理會社といふのは、御存じのように新勘定、舊勘定わけしております。新勘定に物權を移しますと、工場とか、さういふものを移しますと、擔保權が消えてなくなつてしまふのであります。それを整備が終つて新舊勘定を合併いたしますと、また復活してくる。しかしながら新勘定に移つてゐる間に新しい擔保がつつた場合とか、新勘定に移りました場合に、第二會社に賣つたような場合には擔保が消えてしまふ。その代りに擔保權者の債權額に相當する金を供託するといふ規定があるつたのであります。この規定はほとんど實効がございませうので、その點をかえまして、擔保はなるべく消えないようにいたしまして、新舊勘定が合併いたしましたときに復活をする。しかし復活をするには、第二順位で復活をしていくといふようなことの擔保の效力の規定の整理でございませう。

第三は有價證券の處分の調整等に関する法律の改正、これは昨年の十一月

の議會かで御審議を願ひまして、要するに非常にくさん處分すべき株式がある、たとえば財閥系統の會社の株式、財産税ではいつた株式、閉鎖機關の株式とかいふふうな、日本の株式總額の中の過半數ぐらゐを今度はいろいろ民主化しなければならぬといふために、有價證券の處分の調整等に関する法律といふのができたのであります。その法律のいく一部分を改正いたしました。第一はさつき、會社が株をもてないけれども、増資新株の含み利益を享受したさせますために、新株の引受權を他に賣つて利益を受けることができるといふことを申し上げましたが、その引受權を賣るには證券處理調整協議會に委託することができるとにいたしましたのが第一であります。

第二は、證券處理調整協議會が株の圓滑公正な處理をいたしますために、その株を發行している會社の經理とか、業務の内容を聴くことができることにいたしましたわけでありませう。

もう一つの企業再建整備法の一部を改正する法律案と申しますのは、これは昨日も申し上げましたように、再建整備法の整備計畫に書いたことはほかの法律の許可は要らないとなつてゐるのであります。臨時石炭鐵業管理法は重大な法律でありますので、企業再建整備法の整備計畫に一旦書いたことでも、もう一度臨時石炭鐵業管理法の許可を要するといふためにこしらへた法律でございませう。

簡単にございませうが、いろいろ難多な改正を含んでありますので、一應御説明を申し上げました。

○吉川委員長代理 質疑は次會に譲りまして、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時五十四分散會